

「豊見城市事業所応援消費喚起推進事業クーポン券発行等運営業務」

プロポーザル実施要項

2020年6月

豊見城市 総務企画部 産業振興課

**「豊見城市事業所応援消費喚起推進事業クーポン券発行等運営業務」
公募型プロポーザル実施要項**

1 趣旨

この要項は、豊見城市事業所応援消費喚起推進事業クーポン券発行等運営業務について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託事業者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 名称：豊見城市事業所応援消費喚起推進事業クーポン券発行等運営業務
- (2) 内容：豊見城市事業所応援消費喚起推進事業クーポン券発行等運営業務を実施する。詳細は「豊見城市事業所応援消費喚起推進事業クーポン券発行等運営業務委託仕様書」を参照。
- (3) 履行期間：契約締結日から2020年11月30日まで。
- (4) 契約保証金：豊見城市契約規則に基づく。
- (5) 提案上限額：11,093,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すための額であること、又、実際の契約額は異なる場合があることに留意すること。
※金額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%として算出すること。
なお、受託期間中に税率の変更があった場合は、変更した税率で変更契約する。

3 応募資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 国及び地方公共団体等において指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 沖縄県内に本店又は支店、営業所、事務所等を有すること。
- (5) 豊見城市暴力団排除条例第2条第1項第1号及び第2号に該当しない者であること。
- (6) 租税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ正副2名以上の担当者を割り当て十分な人員体制がとれること。
- (9) 過去に、受託業務等において法令違反や不正行為等がないこと。

- (10) 共同体（コンソーシアム）での参加も可能とする。（その場合、構成員すべてが上記（1）～（7）及び（9）の要件を満たすこと。）

4 配布資料

- (1) 公募型プロポーザル実施要項（本書）
(2) 豊見城市事業所応援消費喚起推進事業クーポン券発行等運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）
(3) 企画提案参加意向申出書 （様式第1号）
(4) 質問書 （様式第2号）
(5) 共同体（コンソーシアム）構成書 （様式第3号）
(6) 会社概要 （様式第4号）
(7) 価格提案書 （様式第5号）
(8) 辞退届 （様式第6号）

5 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 企画提案参加意向申出書 （様式第1号）
② 企画提案書（下記（2）参照）
③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
④ 会社定款（ない場合は規約及び構成員名簿等）
⑤ 完納証明書（所在地の市町村） ※発行から3か月以内のものに限る
⑥ 共同体（コンソーシアム）構成書 （様式第3号） ※該当する場合のみ
※共同体（コンソーシアム）にて申込む場合は、上記③④⑤も構成員ごとに提出すること。

(2) 企画提案書の作成要領

次に掲げる書類で構成し、順に並べフラットファイルA4版左綴じとし、ページ番号及びタイトルを付すこと。

- ① 表紙
② 会社概要 （様式第4号） ※コンソーシアムの場合は構成員分も記載。
③ 提案内容

A4版にまとめ、下記ア～ウについて必ず記載すること。

ア. 迅速かつ正確に業務遂行を行う仕組・体制（仕様書の5及び7参照）

イ. 本事業のスケジュール（出来るだけ具体的かつ詳細に記載）

ウ. 業務の繁閑を考慮した各業務における人的配置

- ④ 価格提案書 （様式第5号） ※見積書を添付。

見積額の内訳が分かるように、項目ごとの内訳、単価、数量・人数等を記載する。

- (3) 企画提案書にあたっては、次の点に留意して作成すること。
- ① 仕様書の内容を踏まえること。
 - ② 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とすること。
 - ③ 使用する言語及び通貨は日本語及び日本通貨とすること。
- (4) 提出部数 7部（1部正本、6部副本）
- (5) 提出期限 2020年7月2日（木）正午迄
- (6) 提出先 豊見城市 総務企画部 産業振興課（以下「事務局」という。）に提出。
- (7) 提出方法
- ① 直接持参によるものとし、午前9時から午後5時までに事務局へ提出すること。なお、提出受付最終日は正午までとする。
 - ② 電子メール又はファックス等による提出は認めない。
 - ③ 不慮の事故による紛失又は郵送の遅れなどによる遅延等については、一切考慮せず不参加とする。

6 スケジュール（※概ねの予定。変更の可能性もあります）

項目	日程
(1) 公募要項の公開	2020年6月18日（木）から 2020年7月2日（木）まで
(2) 質問受付期間	2020年6月18日（木）から 2020年6月24日（水）正午まで
(3) 質問に対する回答日	2020年6月25日（木） 質問に対する回答は、HPに公開する。
(4) 企画提案書及び 提出書類受付締切日	2020年7月2日（木）※正午まで
(5) 一次審査（事務局による資格審査）	2020年7月2日（木）
(6) 二次審査（審査員による内容審査）	2020年7月3日（金）
(7) 選定結果通知	2020年7月6日（月）

7 質問及び回答

公募要項及び企画提案に関する質問は、「質問書」(様式第2号)により事務局担当者へ電子メール又はFAXにて送信すること。また、以下の点に留意すること。

- (1) 電子メール、FAX以外での質疑は受け付けない。
- (2) 質問書送信後は、必ず電話連絡による着信確認を行うこと。
- (3) 質問書の提出は、2020年6月24日（水）正午までとする。
- (4) 質問に対する回答は、2020年6月25日（木）にHPにて公開する。

8 選考について

(1) 基本的な考え方

優先交渉権者の選定については、豊見城市事業所応援消費喚起推進事業クーポン券発行等運營業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において、公正かつ厳正に審査し、最も優れた企画提案を行ったものを優先交渉権者第1位とする。

(2) 審査方法

新型コロナウイルス感染症の影響により、密室である会議室等でのプレゼンテーションの実施は好ましくないことから、今回の公募型プロポーザルは、書類審査のみとする。

① 事務局による書類審査（一次審査）

事務局において書類審査による応募資格の要件等の審査を行う。

② 選定委員会による書類審査（二次審査）

一次審査に合格した提案者の書類を選定委員が選定要領に基づき、評価を行う。

③ 優先交渉権者1位の決定

選定委員会にて、各選定委員の総合評価点数の最も高い提案者を1位とし、1位を多く獲得した提案者が優先交渉権第1位者とする。

(3) 選定に関する注意事項及び書類等の取扱い

選定に関する取扱い及び提出書類等については、下記のとおりとする。

① 企画提案書提出締切日以降の資料の追加や変更は認めない。

② 選定委員会は非公開で行い、審査内容の一切の公表はしない。また、審査結果についての質疑及び異議の申し立ては受け付けない。

(4) 審査結果

審査結果については、全ての提案者に対し2020年7月6日（月）までに電子メールにて通知し、その後郵送する。

9 契約方法

(1) 契約締結

原則、選定委員会にて決定した優先交渉権者第1位の者と、契約条件および業務内容、契約期間等について協議をし、必要に応じて見積書の再提出を求め、双方の合意に至った場合、随意契約により業務委託契約を締結する。但し、協議の結果、優先交渉権者第1位の者と契約に関して合意に至らなかった場合は、次点候補者を繰り上げ、その者と契約に向けて協議を行うものとする。

(2) 契約締結時の提出書類

契約締結の際には、消費税及び地方消費税についての「納税証明書（未納税額のない

証明用)」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）、「課税事業者若しくは非課税事業者」証明書、「法人税の納税証明書」を提出する。

10 失格要件

次に掲げる項目に該当する者は、失格とする。

- (1) 当該要項「3 応募資格」の要件を満たしていない場合、または満たすことが出来なくなった場合
- (2) 企画提案書及びその他書類等に虚偽の記載をした場合
- (3) 定められた提出方法及び提出期限に適合しない場合
- (4) 選定委員、市職員及び当該プロポーザル関係者から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合
- (5) その他委員会及び事務局において不適格と認められる場合

11 その他の留意事項

(1) 参加の辞退

企画提案書提出後にやむを得ず参加を辞退する場合は、「辞退届」(様式6号)を二次審査前日までに直接持参し、事務局に提出すること。なお、この辞退が今後豊見城市の発注する業務において、提案者に不利な状況を及ぼすものではない。

- (2) 提出書類の作成、参加申込みのために要する費用は、全て提案者負担とする。
- (3) 提出された全ての資料は、受託候補者の選定事務以外には使用せず、また返却も行わない。
- (4) 提案者が1者の場合は、その提案内容等を選定委員会で審査し、委託可能と判断した場合にのみ契約について協議する。
- (5) 豊見城市契約規則を熟読のこと。
- (6) 検討すべき事情が発生した場合は、別途協議を行う。

《事務局問い合わせ先》

〒901-0292

沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1 豊見城市役所4F

豊見城市 総務企画部 産業振興課 (担当：上原)

電話：098-850-5876 FAX：098-850-5343

E-mail: sangyou@city.tomigusuku.lg.jp

(祝日を除く 月曜～金曜 8:30～17:15)